

ビジネスネットバンキング 不正な払戻し等に対する 被害補償について

平素は、〈銚子商工〉ビジネスネットバンキングサービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

このたび、当組合では、下記のとおり、ビジネスネットバンキングにおける不正な払戻し等による被害に対し補償する制度を定めましたのでお知らせします。

補償制度について

1. 補償制度開始日

平成29年9月1日（金）

2. 補償制度の概要

本補償制度は、〈銚子商工〉ビジネスネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用中のご契約者様が、ID、パスワード等、暗証番号等、電子証明書の盗取等により行われた資金移動等（以下「不正な払戻し等」といいます。）が発生した場合に、当組合がご契約者様の被害を補償させていただく制度です。

3. 補償金額

本サービス1契約につき、1年間に3,000万円を補償金額の上限とします。

ただし、当組合が指定する所定のセキュリティ対策を実施されていない場合、1年間に1,000万円を補償金額の上限とします。

4. 補償制度の仕組み

本サービスにおいて、不正な払戻し等に遭われた場合、1契約につき、1年間に3,000万円を限度に補償を実施するものです。

ただし、以下の場合には補償対象とならない又は補償の減額となります。

なお、以下の状況を判定することについては、ご契約者様の申告、または調査により、当組合が検討・判定した結果に基づきます。

■補償の対象とならない又は補償の減額となる主なケース

- ①本サービスをご利用いただくうえで実施いただく所定のセキュリティ対策を実施していなかった場合。
- ②本サービスによる不正払戻し等の被害の発生後30日以内に当組合へ被害のお届けをいただけなかった場合。
- ③当組合の調査に対し、ご契約者様から十分なお説明がいただけなかった場合。
- ④ご契約者様が速やかに警察に被害を届け出なかった場合、警察による捜査へご協力いただけなかった場合。
- ⑤ご契約者様が、振込先金融機関に対して、組戻し請求手続を行っていない場合。
- ⑥不正払戻し等がご契約者様の故意による場合、またはご契約者様の役員、従業員等関係者の犯行もしくはご契約者様の役員、従業員等関係者が加担した不正な取引である場合、もしくはご契約者様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人その他使用人による不正な取引である場合。
- ⑦ID、パスワード等、暗証番号等の本人確認情報や、本サービスを使用するパソコンを第三者に提供・貸与した場合。
- ⑧パソコンが盗難に遭った場合において、ID、パスワード等、暗証番号等の本人確認情報をパソコンに保存していた場合。
- ⑨パソコンにセキュリティ対策ソフトを利用していない場合。
- ⑩第三者からの指示または強要に起因して生じた損害である場合。
- ⑪ご契約者様が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- ⑫戦争・内戦または地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害の場合。
- ⑬当組合が推奨する環境で本サービスを利用していない場合。
- ⑭当組合が注意喚起しているにもかかわらず、フィッシング画面等へ不用意にID、パスワード等、暗証番号等の本人確認情報を入力してしまった場合。
- ⑮ご契約者様が、正当な理由なく、他人にID、パスワード等、暗証番号等を回答し、あるいは安易にワンタイムパスワードアプリを格納した携帯電話またはスマートフォン等を渡した場合。
- ⑯ご契約者様の故意、または重大な過失によって生じた損害の場合。

■ご利用いただく上で実施いただくセキュリティ対策

- ①パソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
- ②パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用しないこと。
- ③パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼動すること。
- ④パソコンに当組合が無償で提供している不正対策ソフト「Phish Wall（フィッシュウォール）プレミアム」をインストールして利用すること。
- ⑤パソコンの盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外によるパソコンの操作を行わせないこと。
- ⑥パソコンを第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。
- ⑦ID、パスワード等、暗証番号等を厳格に管理し、定期的に変更すること。
- ⑧電子証明書とワンタイムパスワードの両方を使用すること。
- ⑨当組合が指定した正規の手順以外で電子証明書またはワンタイムパスワードを利用しないこと。
- ⑩振込・振込依頼の受付け結果など当組合が契約者の登録アドレス（本サービスの利用に際して契約者が登録したアドレスをいいます。）にあてて送信した電子メールを受信し、この内容を確認すること。また、当組合が送信する電子メールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講ずること。
- ⑪登録アドレスが変更となった場合は変更登録を行っていること。
- ⑫パソコンの改造等を行わないこと。この改造にはシステムファイルの改造等、いわゆるルート化を含みます。

上記内容に関するお問合せは、[お取引店](#)までご連絡下さい。